

てるてるアカデミー介護福祉士実務者研修講座 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

有限会社 生陽会

静岡県静岡市駿河区鎌田70番地の13

(目的)

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

(養成課程及び形式)

第3条 養成課程は通信課程とし、1学級で行い、1学級定員15名とする。

修業年限は6ヶ月以上（※）とする。

※有資格者についての受講期間短縮適用については下記の受講期間とする。

訪問介護員研修3級課程修了者 6か月以上

介護職員初任者研修修了者・訪問介護員研修2級課程修了者 4か月、5か月

訪問介護員研修1級課程修了者 3か月、4か月

介護職員基礎研修修了者 1か月

(研修事業の名称)

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

てるてるアカデミー介護福祉士実務者研修講座

(研修会場)

第5条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

静岡県静岡市駿河区丸子3丁目13-9

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、校長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

(1) 年末年始 12月29日～1月3日

(2) 夏期休業 8月13日～8月15日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。

(入学時期)

第8条 入学の時期は随時とする。

(受講料)

第9条 受講費用は次のとおりとする。

受講予定者の有する資格	受講料
無資格	150,000 円
ホームヘルパー3級資格	135,000 円
ホームヘルパー2級資格	120,000 円
ホームヘルパー1級資格	55,000 円
介護職員初任者研修修了	120,000 円
介護職員基礎研修修了	28,000 円

(受講申込手続き)

第10条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
- (2) 申込締切日は開講日の1週間前とする。ただし、申込締切以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、校長の判断により申込を受付けることができることとする。

(受講者の決定)

第11条 受講者の選考は次のとおりとする。

- (1) 書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- (2) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(研修カリキュラム)

第12条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。

(教職員組織)

第13条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 講師(介護過程Ⅲ) 若干名
- (4) 講師(医療的ケア) 若干名
- (5) 講師(課題添削) 若干名
- (6) 事務職員 3名

(通信学習の実施方法)

第14条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目毎にレポートの提出、若しくはe-ラーニング専用Webページにて回答を提出することとする。

(2) 評価方法

各レポート評価は70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて郵送やFAX、e-ラーニング専用Webページや電子メールにて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第15条 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業は指定された日に当社研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

(2) 面接授業に出席するためには当社の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。

(3) 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、実技試験・筆記試験を実施し、それぞれ70点以上を合格とする。70点未満の場合は再度、試験を行う。

(在籍期限)

第16条 在籍期限は2年を超えることはできない。

（休学及び復学）

第17条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその他事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、校長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを校長が確認した時に復学することができる。

（賞罰）

第18条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

（懲戒処分）

第19条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

（1）受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者

（2）学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者

（3）学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。

（4）面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。

（5）在籍期限を超過した者

（6）その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、校長が退学処分を決定したものは、その決定に従うものとする。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

（補講について）

第20条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、補講を受講できる。

（修了認定方法）

第21条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。

指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し修了試験を行い、70点以上を合格とし修了者として認める。70点未満の場合は再度、試験を行う。

（修了証明書等の交付）

第22条 修了を認定された者（第21条による）は、当社において修了証明書を交付する。

再交付は再交付申請書を提出の上、事務手数料2000円を納めることとする。

（施行細則）

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第24条 この学則は、平成26年9月1日より施行する。

この学則は、平成28年2月1日より施行する。

この学則は、平成28年11月1日より施行する。

この学則は、令和4年4月1日より施行する。

この学則は、令和5年5月1日より施行する。

別紙

履修すべき研修カリキュラム

科目	時間	内容	履修					
			無資格者 (462h)	ホームヘルパー 1級 (107h)	ホームヘルパー 2級 (332h)	ホームヘルパー 3級 (432h)	基礎研修 修了者 (62h)	初任者研修 修了者 (332h)
人間の尊厳と自立	5	通信	○					
社会の理解Ⅰ	5	通信	○					
社会の理解Ⅱ	30	通信	○		○	○		○
介護の基本Ⅰ	10	通信	○			○		
介護の基本Ⅱ	20	通信	○			○		○
コミュニケーション 技術	20	通信	○		○	○		○
生活支援技術Ⅰ	20	通信	○					
生活支援技術Ⅱ	30	通信	○			○		
介護過程Ⅰ	20	通信	○			○		
介護過程Ⅱ	25	通信	○		○	○		○
介護過程Ⅲ	45	スクーリング	○	○	○	○		○
こころとからだのし くみⅠ	20	通信	○			○		
こころとからだのし くみⅡ	60	通信	○		○	○		○
発達と老化の理解Ⅰ	10	通信	○		○	○		○
発達と老化の理解Ⅱ	20	通信	○		○	○		○
認知症の理解Ⅰ	10	通信	○		○	○		
認知症の理解Ⅱ	20	通信	○		○	○		○
障害の理解Ⅰ	10	通信	○		○	○		
障害の理解Ⅱ	20	通信	○		○	○		○
医療的ケア	50	通信	○	○	○	○	○	○
医療的ケア（演習）	12	スクーリング	○	○	○	○	○	○

※ ○印のないものは免除科目